

30 環改化第 1185 号
平成 31 年 3 月 27 日

中央区、港区、江東区、品川区、大田区、江戸川区
環境・公害主管部長 殿

東京都環境局環境改善技術担当部長
近藤 豊

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における埋立地の
特例に係る対象地域及び条例等の規定の取扱いについて（通知）

日頃より、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）に基づく土壌汚染対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年東京都条例第 120 号）については、平成 30 年 12 月 27 日に公布しております。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）についても、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 31 年東京都規則第 5 号）を平成 31 年 2 月 19 日に公布しております。さらに、条例第 113 条に基づく東京都土壌汚染対策指針（平成 22 年東京都告示第 407 号）を全文改正し、新たに東京都土壌汚染対策指針（平成 31 年東京都告示第 394 号。以下「指針」という。）を平成 31 年 3 月 18 日に告示いたしました。施行はいずれも平成 31 年 4 月 1 日となっております。

今回の改正において、埋立地で一定要件を満たす地域について、地下水汚染の拡大防止のための措置等の規定を適用しないこと等の特例を設けております。つきましては、埋立地の特例に係る対象地域及び当該対象地域における条例等の規定の取扱い等について、現時点での解釈及び運用の方針を下記のとおり取りまとめましたので、各区における事務においてご活用いただき、必要に応じて規制対象となる事業者等への周知方、ご協力よろしく願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

第1 趣旨

今回の条例の見直しの検討において、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)と条例の関係性を改めて整理したが、それにより、法が「国民の健康の保護」を唯一の目的としているのに対し、条例は、「現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保する」ことを目的として明記しており、将来世代及び生活環境も含めて幅広く保全の対象としている点が条例の特徴であることが再認識された。この条例の目的に対し、土壤地下水汚染対策の規制においては、従前より条例第115条の地下水汚染地域における調査要請に代表されるように地下水環境保全の考え方から規制を設けている点で表れていた。今回の条例改正では、条例による土壤汚染対策制度の特徴である地下水環境保全の考え方は維持することとしたうえで、より確実な条例運用に資するため、規制の対象となる土地の要件を明確化する等の措置を講じた。

地下水環境保全の考え方は、将来世代の保護の観点から、現時点での地下水の飲用利用の有無に関わらず、将来利用されうる地下水質の保全も見据えて、必要な規制を課すものである。今回の改正により、「現に飲用による健康影響のおそれがある汚染」については、法と同様の健康リスクの考え方に基づいて土壤汚染の除去等の措置の対象とされた。そのため、地下水環境保全の考え方に基づく規制は、「現に飲用による健康影響はないが将来的に地下水の利用により健康影響が生じうる汚染」を対象としていると整理される。このことは、逆に「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地の汚染」については、条例の目的と照らしても、規制の必要性がないと言い換えることができる。したがって、条例の規制対象を必要十分なものとするために、「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地の汚染」は、地下水環境保全の考え方に基づく規制の対象外とすることとした。具体的には、条例第115条に基づく地下水汚染地域における調査要請、第116条第4項における土壤地下水汚染対策計画の作成の指示の要件、指針における地下水調査及び同じく指針における措置の実施範囲等の規定において、「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地」として、地下水の飲用利用が現在も将来的にも見込まれない埋立地を対象外とする等の特例を設けることとした。

第2 埋立地の特例の内容

1 対象となる土地及びその要件

(1) 対象となる土地の要件

埋立地の特例の対象となる土地の要件は、規則第 55 条第 3 項において定めている。

(規則第 55 条)

3 条例第 115 条第 1 項ただし書及び第 116 条第 4 項第 2 号(第 116 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。
- 二 第 54 条第 3 項第 1 号の表 1 の項下欄に規定する地下水の利用状況等に係る要件のうちアからウまでに該当する取水口がなく、かつ、将来にわたって状況が変わる見込みがないと認められる土地であること。

(2) 対象となる土地

規則第 55 条第 3 項に該当する土地(以下「規則 55 条 3 項地域」という。)は、別紙のとおりとする。

なお、規則 55 条 3 項地域の設定は、以下の考え方に基づいて行った。

ア 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること

埋立てにより造成された土地のうち、法令上の根拠が明確であり、法の埋立地管理区域の要件となっていることから、要件として規定したものである。対象となる土地は、東京都港湾局及び都市整備局より発行されている資料を元に公有水面埋立法による免許が出された事業及びその範囲について特定した。

なお、いわゆる水没民有地については、地下水利用の状況において公有水面埋立法による埋立地と差がないと考えられるが、対象となる土地の特定が難しいこと及び法の埋立地特例区域に該当しうる土地との整合の観点から、今回の改正においては公有水面埋立法による埋立地に限定することとした。

イ 将来にわたり地下水の利用状況にかかる要件に該当しないと認められる土地であること

規則第 55 条第 3 項第 2 号の要件として、次の(ア)及び(イ)についての該当性を確認した。

(ア) 規則第 54 条第 3 項第 1 号表 1 の項下欄アからウまでに掲げる取水口がないこと

いわゆる飲用井戸が現に存在しないことを要件としている。都において、上記(1)の地域を対象に平成 22 年度に実施した飲用井戸調査及びこれをもとに平成 30 年度に実施したフォローアップ調査並びに必要なに応じて実施した個別の確認により得られた結果をもとに、飲用井戸がないことを確認した。

(イ) 将来にわたりアの状況が変わる見込みがないと認められること

上記アの飲用井戸が存在しない状況が今後代わる見込みがないことを要件と

している。上記アの埋立地である土地については、埋立材及び海水の影響があることから、一般的にこれらの土地の地下水は飲用に適さない。都内では上水道が普及しており、各区においてもこれらの土地においては地下水の飲用利用は推奨しないものとして受け止めていることから、これらの状況を踏まえ、都において将来にわたりこの状況が変わる見込みはないと判断した。

なお、規則 55 条 3 項地域において新たに地下水の利用状況等に係る情報が確認されることがまったくあり得ないとは言いきれない。そのようなことがあった場合には、該当する区と都により情報共有を行ったうえで、都において規則 55 条 3 項地域の範囲の見直しを検討する。検討した結果、見直す必要が生じた際には、速やかにそのことを該当区に通知したうえで、見直し後の規則 55 条 3 項地域の範囲を公表するものとする。

2 規則 55 条 3 項地域において適用除外となる規定

規則 55 条 3 項地域においては、条例、規則及び指針に定める規定のうち以下の規定が適用除外等の特例を受ける。

(1) 条例第 115 条第 1 項に基づく地下水汚染地域における汚染状況調査の要請

条例第 115 条第 1 項においては、知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、汚染状況調査を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができるとしているが、規則 55 条 3 項地域においては、地下水の汚染が認められる地域であっても、有害物質取扱事業者に対して汚染状況調査が求められることがない（条例第 115 条第 1 項ただし書き）。

(2) 条例第 116 条第 4 項に基づく土壌地下水汚染対策計画の作成の指示

条例 116 条第 4 項においては、汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、若しくは当該土壌汚染が規則第 55 条の 2 で定める基準（土壌の汚染状態が第二溶出量基準を超過する場合又は地下水の汚染状態が第二地下水基準を超過する場合で指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が実施されていないこと。以下、この基準に該当する土壌又は地下水の汚染を「一定濃度を超える汚染」という。）に該当する場合には、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示できることとしているが、規則 55 条 3 項地域においては、一定濃度を超える汚染が確認された場合であっても、土壌地下水汚染対策計画書の作成、提出の指示の対象としないこととなる（条例第 116 条第 4 項第 2 号括弧書き）。そのため、健康影響が生ずるおそれがないければ、土壌地下水汚染対策計画書の作成・提出の指示及びその後の汚染の除去等の措置に係る規定も適用にならないこととなる。

上記の内容は、条例第 116 条の 2 による有害物質取扱事業者による自主調査の規定のうち同条第 2 項において条例第 116 条第 4 項を準用する場合にも同様である。

なお、土地の改変時に汚染拡散防止が必要となる汚染地改変の対象地には該当するため、土地の改変を行う場合には、汚染拡散防止計画書の作成・提出及びそれに基づいた措置の実施が必要となる（第 116 条の 3）。

（3）汚染状況調査における代表地点における地下水調査及び地下水等の状況の把握

指針 第 2 2（9）ウ及び（10）イにおいては、第一種特定有害物質の土壌ガス調査において土壌ガスが検出された場合、及び第二種又は第三種特定有害物質の表層の土壌調査において溶出量基準が超過した場合は、代表地点において地下水調査を実施することとしている。また、指針 第 2 2（9）エ及び（10）ウにおいては、地下水等の状況を把握することとしている。規則 55 条 3 項地域においては、上記（2）のとおり、地下水の汚染状態に関わらず対策が不要となるため、地下水汚染の状況を確認する必要性がないため、地下水調査及び地下水等の状況の把握（以下「地下水調査等」という。）を実施しないことができることとした（指針 第 2 2（12）オ）。代表地点での地下水調査を実施しないことができることから、指針第 2（9）オ及び（10）エの規定による対象地境界での地下水調査の実施も不要となる。なお、自主的に地下水調査等を実施することを妨げるものではなく、調査を実施し地下水汚染が確認されたことが汚染状況調査の結果として報告された場合には、地下水汚染の状況を台帳に記載するものとする。

（4）土壌地下水汚染対策計画又は拡散防止計画における汚染の状況に基づいた区域の設定

指針 第 4 2（1）及び 3（1）においては、一定濃度を超える汚染がある場合に、地下水汚染拡大防止区域に設定することとしているが、規則 55 条 3 項地域においては、地下水汚染の拡大防止に係る措置は不要であることから、一定濃度を超える汚染があった場合であっても、地下水汚染拡大防止区域にならないこととした。したがって、地下水汚染拡大防止区域で必要とされる措置も不要となる。

3 対象地域における条例の規定等の運用方法について

（1）調査を実施する者の運用方法

条例の各規定に基づき調査を実施する者が、規則 55 条 3 項地域に該当すると思われる土地において汚染状況調査を実施する際には、以下のように取扱うものとする。

- 汚染状況調査を実施する際に、公表されている本通知の別紙を確認し、当該地が規則 55 条 3 項地域に該当するか否かを確認する。
- 規則 55 条 3 項地域の境界付近等で規則 55 条 3 項地域に該当するか否か明確でない土地については、登記簿謄本などの情報により確認する。
- 規則 55 条 3 項地域であることが確認できた場合には、確認できた範囲におい

て地下水調査等は不要となる（実施を妨げるものではない）。

- 規則 55 条 3 項地域であるため、地下水調査等を実施しなかった場合には、その旨を土壤汚染状況調査報告書に記載する。
- 第 117 条の対象地においては、土地利用の履歴等調査の段階で、規則 55 条 3 項地域の該当性の判断にかかる情報を収集する。

（２）措置計画作成者の運用方法

条例の各規定に基づき土壤地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画（以下、「対策計画等」という）を作成する者が、規則 55 条 3 項地域に該当する土地において対策計画等を作成する場合には、以下のように取扱うものとする。

- 汚染地の区域の設定の段階で、規則 55 条 3 項地域は、一定濃度を超える汚染が確認されている場合であっても、地下水汚染拡大防止区域には該当せず、要対策区域又は要管理区域となることに留意して、対策計画等を作成する。

（３）自治体の運用方法

汚染状況調査の報告及び対策計画等の提出を受ける自治体においては、以下のように取り扱われたい。

- 汚染状況調査の対象地が、規則 55 条 3 項地域に該当するか否か、調査を実施する者から相談があった場合には、本通知の別紙により確認を行い、その結果を伝える。
- 本通知の別紙、調査を実施する者から提供された情報及びその他の情報を収集しても規則 55 条 3 項地域であると判断しきれない場合には、地下水調査等の実施を指導するものとする。
- 土壤汚染状況調査報告書の受理時には、規則 55 条 3 項地域であるか否か確認し、地下水調査等の要否を確認する。
- 汚染地の区分の段階で、規則 55 条 3 項地域は、一定濃度を超える汚染が確認されている場合であっても、地下水汚染拡大防止区域には該当せず、要対策区域又は要管理区域としたうえで計画が作成されていることを確認する。

４ その他

（１）規則 55 条 3 項地域への該当性の判断に係る情報の提供

各区において、地下水の利用状況に係る情報、公有水面埋立法による埋立地の範囲等に係る情報等の規則 55 条 3 項地域の該当性の判断に係る新たな情報を入手した場合には、必要に応じて都に提供されたい。

（２）経過措置

規則 55 条 3 項地域における条例、規則及び指針の各規定にかかる経過措置についてはそれぞれ条例、規則及び指針に定めるとおりとする。

規則第 55 条第 3 項に該当する地域（規則 55 条 3 項地域）

(平成 31 年 4 月)

区	町丁目	
中央区	勝どき	5 丁目の一部、6 丁目の一部
	月島	2 丁目の一部
	築地	5 丁目の一部、6 丁目の一部
	佃	3 丁目の一部
	豊海町	
	晴海	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目
港区	海岸	1 丁目の一部、3 丁目の一部
	港南	1 丁目の一部、2 丁目の一部、3 丁目、4 丁目、5 丁目
	芝浦	1 丁目の一部、3 丁目の一部
	台場	1 丁目、2 丁目
江東区	青海	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目
	有明	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目
	塩浜	2 丁目の一部
	潮見	1 丁目、2 丁目
	東雲	1 丁目、2 丁目
	新木場	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目
	新砂	1 丁目の一部、3 丁目の一部
	辰巳	1 丁目、2 丁目、3 丁目
	豊洲	<u>1 丁目</u> 、 <u>2 丁目</u> 、3 丁目の一部、4 丁目の一部、 <u>5 丁目</u> 、6 丁目
	夢の島	1 丁目、2 丁目、3 丁目、
	若洲	1 丁目、2 丁目、3 丁目、
品川区	勝島	1 丁目、2 丁目、 <u>3 丁目</u>
	東大井	1 丁目の一部、2 丁目の一部
	東品川	1 丁目の一部、2 丁目、 <u>3 丁目</u> 、 <u>4 丁目</u> 、5 丁目
	東八潮	
	八潮	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目

区名	町丁目	
大田区	京浜島	1丁目、2丁目、3丁目
	昭和島	1丁目、2丁目
	城南島	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目
	東海	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目
	羽田空港	<i>3丁目の一部</i>
	平和島	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目
	平和の森公園	
	ふるさとの浜辺公園	
江戸川区	清新町	<i>1丁目の一部、2丁目の一部</i>
	臨海町	<i>1丁目、2丁目の一部、3丁目の一部、4丁目の一部、6丁目の一部</i>
その他	中央防波堤	

注意事項：

- ・「○丁目」と下線を付して記載しているものは、基本的に当該町丁目全体が対象の地域に該当すると考えられるが、境界付近が海や運河等で分けられておらず陸続きであるため、当該町丁目と対象外の地域との境界付近の場合には、規則 55 条 3 項地域への該当性の判断にあたって、個別に確認が必要である。
- ・「*○丁目の一部*」と「一部」を付して斜字体で記載しているものは、当該町丁目地内に対象の地域と対象外の地域の境界が位置しており、当該町丁目の一部のみ対象の地域となることから、規則 55 条 3 項地域への該当性の判断にあたって、個別に確認が必要である。

<参考>

公有水面埋立法の埋立地であることを確認した資料

中央区、港区、江東区、品川区、大田区、その他：東京港埋立地全図（平成 28 年 8 月 東京都港湾局港湾経営部開発整備課）

江戸川区：今よみがえる葛西沖（旧建設局（現都市整備局）第一区画整理事務所）